

三情審第7号

令和3年9月9日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市情報公開審査会

会長 白井 正人

三島市情報公開条例第18条の規定に基づく令和3年2月26日付け三企聴第184号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

「令和2年度水と緑の課休日・夜間緊急連絡先」、「令和2年度水と緑の課に所属する職員の履歴書及び令和2年3月12日実務研修職員依頼書」及び「箱根西麓レストエリア建設計画に対する『箱根山西麓開発に対する三島市の基本方針(指導要綱)』の取り扱いに係る決裁文書及びその添付書類の写し」の公文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求について〔諮問第11号〕

1 審査会の結論

上記3文書の個人に関する情報に係る部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 本件審査請求人 ○ ○ ○ ○さん(以下「請求人」という。)は、令和2年7月3日、三島市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関である三島市長(以下「実施機関」という。)に対して、①「令和2年度水と緑の課休日・夜間緊急連絡先」、②「令和2年度水と緑の課に所属する職員の履歴書及び令和2年3月12日実務研修職員依頼書」に係る開示請求を行った。また、請求人は、令和2年8月14日③「箱根西麓レストエリア建設計画に対する『箱根山西麓開発に対する三島市の基本方針(指導要綱)』の取り扱いに係る決裁文書及びその添付書類の写し」(以下①②③を「本件公文書」という。)に係る開示請求を行った。

実施機関は、上記①に関し、令和2年7月16日、②に関し同年7月17日、③に関し同年8月25日に、条例第8条第1号の個人情報を除いた部分を開示

する決定を行った。

これに対し請求人は令和 2 年 9 月 4 日に①及び②、同年 10 月 16 日に③の決定に対して条例第 18 条に基づき審査請求を申し立てた。①及び②に関して、令和 2 年 10 月 5 日、実施機関から弁明書提出、同年 11 月 6 日、請求人から反論書が提出されている。③に関して、令和 2 年 11 月 13 日、実施機関から弁明書提出、同年 12 月 15 日、請求人から反論書が提出されている。

実施機関は、令和 3 年 2 月 26 日、条例第 18 条の規定により、当審査会に対して諮問を行った [諮問第 11 号]。

- (2) 当審査会の審査において令和 3 年 6 月 14 日、請求人の口頭意見陳述が行われた。

3 審査会の判断

請求人は、本件公文書のうち、条例第 8 条第 1 号に基づき実施機関が不開示とした「個人に関する情報」部分の開示を求めている。その根拠として、請求人が会長を務める老人クラブの所属会員の個人情報(氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号)は、市の求めに応じて、請求人自身により提出されていることを挙げる。

請求人が開示を求める情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、条例第 8 条第 1 号の不開示情報にあたる。また、同号ただし書に該当する事由も意見聴取において主張されることはなかった。

よって、条例第 8 条第 1 号に基づき実施機関が行った本件公文書内の個人に関する情報部分の不開示決定は、妥当であると判断する。

請求人の開示の根拠は、請求人が開示する個人情報と請求人が開示を求めている個人情報の取り扱いが対等ではない点にあると思われる。地方自治体は法令等に基づき適切かつ適正に個人情報を取得することができる。三島市単位老人クラブ所属会員の個人情報収集は、「三島市補助金等交付規則」及び「三島市単位老人クラブ活動費補助金交付要綱」に基づいて必要とされるものである。また、市民は、自身の個人情報が地方自治体によって適切に取り扱われているかを確認するなどのために「三島市個人情報保護条例」に基づき地方自治体の保持する自身の個人情報を開示請求することができる。なお、地方自治体は、収集した個人情報を法令等に基づかずに開示できないことは言うまでもない。

他方、「三島市情報公開条例」は、公文書を開示することで、市民による市政の監視及び市政への参加の充実に資することを目的とし(条例第 1 条)、その対象は公文書である。同条例の目的から、非開示情報は最小限に抑えられるべきであるが、公文書に含まれる個人に関する情報は、開示されることで引き起こされる影響の重大性に鑑みプライバシー保護の観点から原則不開示情報とされる。

以上により、本審査会は「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の処理経過

| | |
|-----------|------------------------------|
| 令和3年2月26日 | 審査諮問書受理 |
| 同年4月15日 | 諮問審査(令和3年度第1回情報公開審査会) |
| 同年6月14日 | 請求人口頭意見陳述(令和3年度第2回情報公開審査会) |
| 同年7月12日 | 諮問審査(令和3年度第3回情報公開審査会) |
| 同年9月1日 | 諮問審査及び答申書確定(令和3年度第4回情報公開審査会) |

三島市情報公開審査会

白井正人(会長)
坂本真樹(職務代理者)
大村知子(委員)
永山亮太(委員)